

第1章 計画策定にあたって



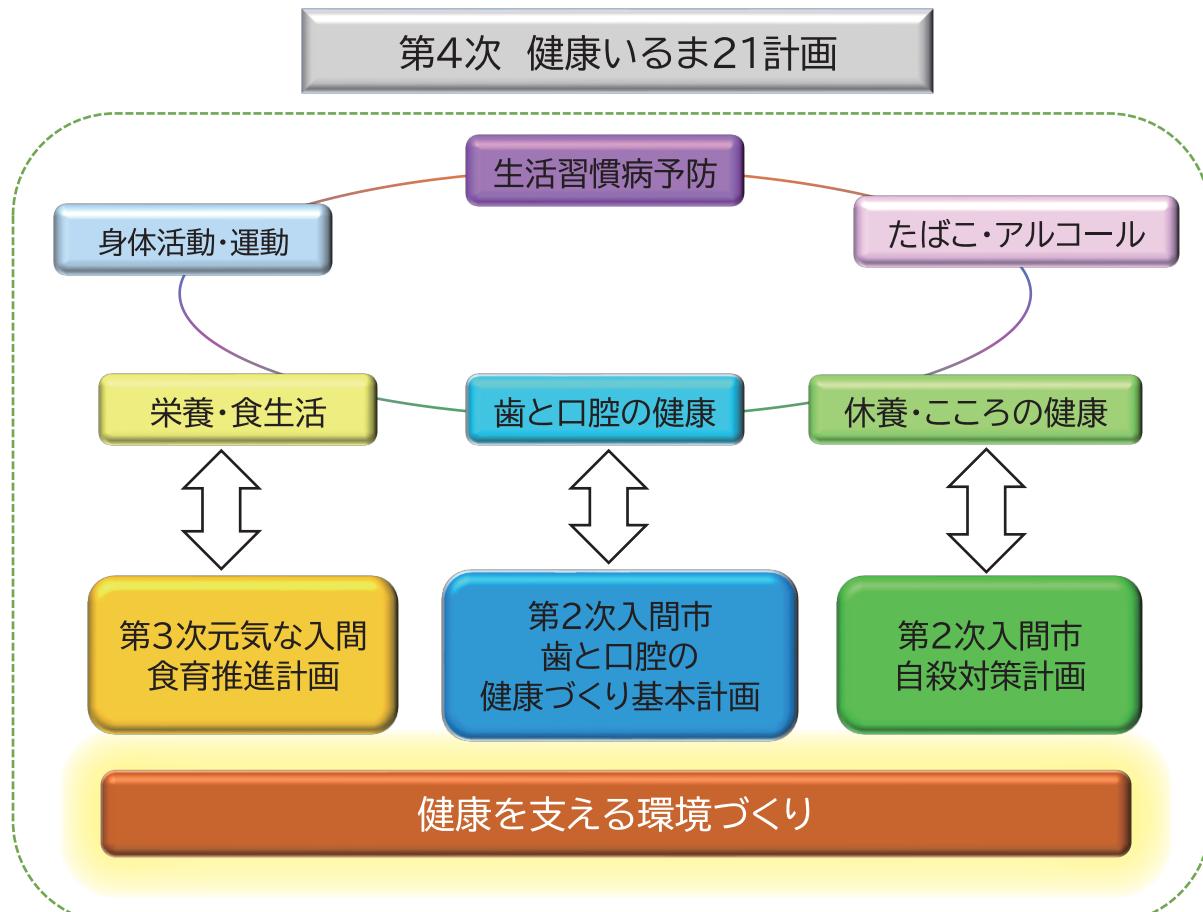
1 計画策定の趣旨

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、市民一人ひとりの行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境の整備や、その質の向上の取組を進めることで、健康寿命^(*)の延伸と健康格差の縮小の実現を目指すことが求められています。

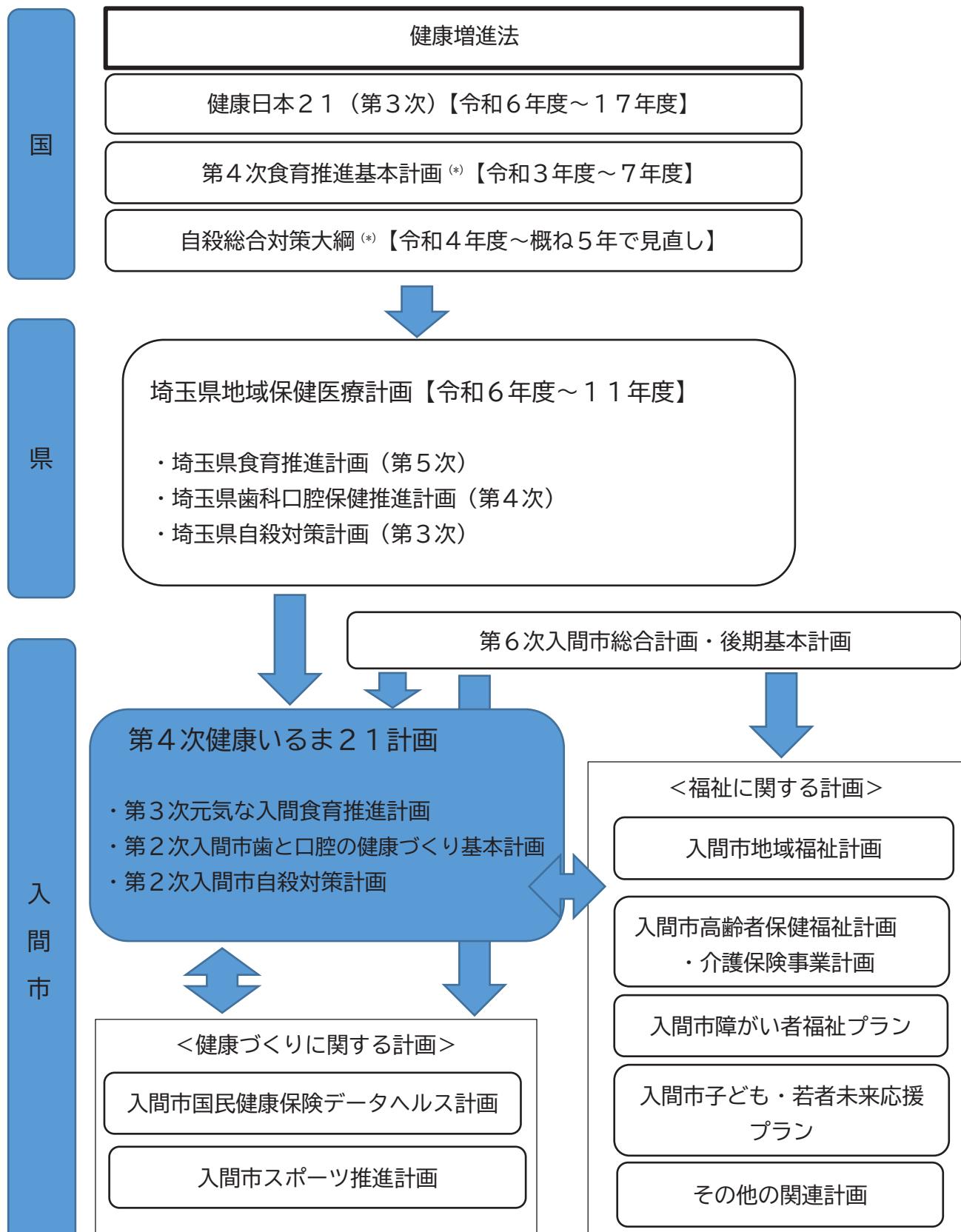
入間市では、平成20年度に「健康いるま21計画」を策定し、市民の健康づくりを推進するための総合的な取組を展開してきましたが、平成26年度にはその後継計画として「第2次健康いるま21計画」を策定し、新たな課題に対しての施策強化のための取組を推進してきました。さらに、令和元年度には「第3次健康いるま21計画」を策定し、健康づくり施策のより一層の充実を図ってきました。

そして、第3次計画が令和5年度末をもって終了するに当たり、新たな社会状況の変化や健康課題等に対応し、入間市のさらなる健康づくりを推進するため、「第4次健康いるま21計画」を策定します。

「第4次健康いるま21計画」は、「第3次元気な入間食育推進計画」、「第2次入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」及び「第2次入間市自殺対策計画」を包含した計画となっており、理念や基本方針、計画期間を共有することで、健康づくり、食育^(*)、歯科口腔、こころの健康（自殺対策）の各分野の取組について相互に連携を強めながら進めていきます。



2 計画の位置づけ



- 「第4次健康いるま21計画」は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画です。
- 「第3次元気な入間食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- 「第2次入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」は、入間市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条に基づく計画です。
- 「第2次入間市自殺対策計画」は、自殺対策基本法^(*)第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画です。
- 各計画は、国の方針・計画や埼玉県の計画の方向性を踏まえ策定したものです。
- 「第4次健康いるま21計画」は、第6次入間市総合計画を上位計画とし、入間市の各種計画とも整合を図り策定したものです。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

国の健康日本21（第3次）の評価や方向性を取り入れるため、目標値を令和16年度に設定し、中間評価は令和12年度に実施します。

なお、本計画期間中に国や県の方向性や入間市を取り巻く社会環境などに大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

(年度)

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17

第4次 健康いるま21計画

- ・第3次 元気な入間 食育推進計画
- ・第2次 入間市歯と口腔の健康づくり基本計画
- ・第2次 入間市自殺対策計画

アクションプランの実施・計画の見直し

中間評価

最終評価

次期策定

